

平成 23 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 住商情報システム株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 中井戸 信英
(コード：9719、東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 福永 哲弥
(TEL. 03-5166-1150)

会 社 名 株式会社CSK
代表者名 代表取締役社長 中西 毅
(コード：9737、東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 熊崎 龍安
(TEL. 03-6438-3055)

住商情報システム株式会社と株式会社CSKの 合併契約締結に関するお知らせ

住商情報システム株式会社（以下「SCS」といいます。）と株式会社CSK（以下「CSK」といい、併せて「両社」といいます。）は、平成 23 年 2 月 24 日開催の両社の取締役会において、SCS を存続会社、CSK を消滅会社とし、その合併対価としてCSKの株主に対してSCSの株式を交付する吸収合併（以下「本合併」といい、合併対価として交付される株式を「本合併対価」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）及び両社の経営統合に関する統合契約を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本合併は、SCSが住友商事株式会社（銘柄コード 8053：東証第 1 部。以下「住友商事」といいます。）と共同して、平成 23 年 3 月 10 日から同年 4 月 11 日までを買付け等の期間として実施する予定の、CSKの株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立すること等を条件としています。

本公開買付けに関する詳細については、住友商事及びSCSの本日付プレスリリース「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」並びにCSKの本日付プレスリリース「住友商事株式会社及び住商情報システム株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」をご参照ください。

1. 合併の目的

SCSは、住友商事の子会社として昭和44年に設立された情報サービス事業者で、平成元年に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第 2 部に上場し、平成 3 年には同第 1 部に指定されました。平成17年 8 月には同じく住友商事の子会社であった住商エレクトロニクス株式会社と合併し、事業領域の拡充を図っております。また、CSKとは、平成21年 9 月に業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しています。

CSKは、昭和43年に設立された独立系大手の情報サービス事業者で、昭和57年に東京証券取引所市場第 2 部に上場し、昭和60年には同第 1 部に指定されました。近年は本業である情報サービス事業に加え、証券事業や不動産事業にも進出し、多角化を進めていましたが、平成21年 3 月期決算において不動産証

券化ビジネス等の金融サービス事業の不振で多額の損失を計上いたしました。平成21年7月にアント・コーポレートアドバイザー株式会社（現ACA株式会社）との間で結んだ基本合意に基づき、資本増強を実施の上、証券事業や不動産事業からの撤退、情報サービス事業への回帰を軸とした経営再建に取り組み、現在は純粋持株会社であった株式会社CSKホールディングスにコア事業を吸収合併し、事業持株会社である株式会社CSKとして事業・収益基盤の拡充を図っております。

日本の情報サービス産業は、企業業績の改善とともに徐々に回復基調に転じるとみられているものの、マクロ経済の不透明感が依然払拭できない中、その回復はゆるやかな基調を描くと思われまます。また、中長期のトレンドは、過去の成長ステージから成熟化ステージへの移行期であり、特に国内市場においてはその傾向が強くなってきています。また、企業活動のあらゆる場面でITの活用が進むにつれて、ITサービスはその多様化・複雑化が進んできております。その一方で、各顧客企業におけるIT投資に対するニーズも、これまでの業績の確保を目的としたコスト削減のためのIT投資から、生産性の向上、そして競争優位性の確保を目的とした戦略的IT投資への取り組みが増えるとともに、企業活動のグローバル化の進展に伴って、ITシステムについてもグローバル体制の構築が強く求められる状況になってきております。

一方、競争環境については、国内ITサービス専門の企業間の競争はもとより、ITハードベンダーによるITサービス分野強化による競合、さらにはインド・中国も含めたグローバルな競争環境への対応など競争が一層激化しております。また、これら事業環境、競争環境の変化を反映した業界再編の動きも活発化することが見込まれるなど、産業構造の変化が予見される新たなステージとなりつつある状況となっております。

両社は、平成21年9月の業務・資本提携に向けた基本合意書締結後、両社代表取締役を委員長とする業務提携委員会において、個々の事業面でのwin-winの効果を追求すべく協議を重ねてまいりました。前述の市場認識のもと、これらの協議を通じ、お互いの人的・技術的リソースを結集し、顧客基盤の強化、及びより顧客満足度の高い顧客サービスの拡充を図り、さらにはこれらのグローバル展開を推進することが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至りました。また、統合形態についても議論を重ねた結果、上記の目的を達成するためには合併という形態が最善であるという結論に至り、平成23年2月24日開催の両社の取締役会にて本合併契約の締結を決議いたしました。

なお、本合併の効力発生日において、吸収合併存続会社であるSCS（以下、本合併の効力発生後のSCSを「合併新会社」といいます。）は、商号をSCSK株式会社と変更する予定です。また、本合併後の事業運営については、本合併の効力発生日以降当面の間、SCS及びCSKの事業を各々社内カンパニーとして、事業運営にあたる予定です。

合併新会社は、両社のサービスを統合することにより、システム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）、ITハード・ソフト販売の全てのサービスを提供することが可能となります。さらに、住友商事をはじめとする顧客企業の世界各国におけるITシステム・ネットワークをサポートしてきたSCSの知見、及びITサービス業界の独立系大手企業として培ったCSKの顧客基盤を組み合わせることにより、フルラインナップのグローバルITサービスカンパニーとして業界の明日を切り拓くリーディングカンパニーへの飛躍を目指してまいります。

SCS及びCSKは、合併新会社としての経営基盤強化策として、以下を想定しています。

① 事業基盤の強化・拡大

両社が有するシステム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO、ITハード・ソフト販売の各事業の有機的な統合により、顧客企業に対するワンストップサービスの提供が可能となります。これにより、多様化する顧客ニーズに対応できることとなり、顧客満足度の向上を図り、新たな顧客サービスの創出を期待することができます。

両社の得意とする産業分野は重なりがある一方、既存の顧客基盤は補完関係にあります。これらの産業分野における両社の技術力・ノウハウ・知財等を相互活用することにより、各々の産業分野において合併新会社ならではの特色を持つことができ、技術力及び顧客の広がりにおいて、産業分野ごとにトップポジションの確立を目指してまいります。今後の業界の流れであるクラウドビジネスの強化に関しては、事業規模・各種資本力・技術力の拡大をベースに、両社データセンター事業の統合によるインフラ基盤の拡充、クラウド基盤等への先行投資を行うとともに、CSKの特色・強みであるBPOも加えた付加価値の高いハイブリッド型クラウドサービスを展開できることとなります。

ERP（統合型業務ソフトウェア）の分野では、両社のリソースを統合することにより、SCS独自のERPパッケージソフト事業である「ProActive」も含めた強化策を図ることが可能となります。

日本企業の海外進出が今後さらに加速することが予想される中、顧客企業において、グローバルベースのITガバナンスへのニーズが高まることが予想されます。SCSの海外でのITサポートの実績・知見とCSKの優良な顧客基盤を活用し、顧客企業の海外進出をサポートすることにより事業のグローバル展開を強化し、ビジネス規模のさらなる拡大を目指してまいります。

② 経営インフラの強化・経営効率の向上

人材力の拡充に加え、住友商事のグループ会社としての信用力強化に伴う財務基盤の安定化が見込まれます。

システム開発における生産性・品質の向上については、両社のニアショア・オフショア拠点、外部委託の効率的な活用により開発コストの適正化が見込まれます。さらに、両社の開発手法、プロジェクト管理方法を融合して生産性・品質の向上を図り、顧客企業ニーズの高度化・多様化に応える競争力の強化・顧客満足度の向上が期待できます。

データセンター事業では、規模の経済を働かせ、効率化による運営コストの低減が見込まれます。また、各種ハード・ソフト製品の販売においても、集中購買により効率的な調達を図ってまいります。

また、適正な人員配置により販売管理費の削減及び収益基盤の拡充を目指してまいります。

③ 技術力・人材力の強化・拡充

両社の技術者の融合による提案力・技術力・サービス提供力の向上により、高度化・多様化する顧客企業ニーズへの対応力を強化し、両社既存顧客への取引深耕、新規顧客開拓を推進します。また、大型案件への取り組みを強化するとともに、新たなサービスの創造を積極的に行ってまいります。また、両社のR&D関連のリソース統合により研究開発機能を強化し、最先端技術への取り組みを広げるとともに、新規事業の創出にも繋げてまいります。

また、合併新会社の第一の重点施策として人材の育成を推進してまいります。両社の人材育成のノウハウを統合することにより、人材強化を図るとともに、新しい企業文化の創出を目指してまいります。

SCS及びCSKは、本合併による両社の統合の目的を迅速かつ円滑に推進することを目的として、統合に関する重要事項について協議し、両当事者間における一定のコンセンサスを形成するための機関として、共同で統合推進委員会を設置することに合意しており、上記各事項の詳細については、今後統合推進委員会で協議していく予定です。

SCSの親会社である住友商事は、合併新会社が、本合併によるシナジー効果を最大限に発揮し企業価値を向上させるには、SCS及びCSKが早期に経営統合を実現し、いち早く合併新会社としての新たな成長戦略に注力することが重要であると考えており、そのことが住友商事の企業価値向上にもつながるものと認識しているとのことです。そのため、合併新会社に対しては、従来同様に、住友商事が有する経営及び財務・リスク管理ノウハウにおける知見や、合併新会社に対しての取締役の派遣を含めた人材等の幅広い経営資源を積極的に提供して合併新会社を支援する方針であるとのことです。

なお、合併新会社は住友商事の連結子会社となりますが、住友商事によれば、本合併後一定期間が経過した後においては、合併新会社の独立性の確保及び住友商事の総資産規模のコントロール（資産入替）並びに投資回収の観点から、住友商事は、今後筆頭株主の立場を維持しつつ、合併新会社を持分法適用会社とすることも有力な選択肢として検討しているとのことです。但し、当該方針は、合併新会社の経営統合の進捗状況、本合併後のビジネス環境、株価動向及び合併新会社の意向等の種々の要素を慎重に見極めた上で決定する必要がある、現時点で確定している事実はないとのことです。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

取締役会決議日（両社）	平成23年2月24日
合併契約締結日（両社）	平成23年2月24日
本公開買付けの開始日	平成23年3月10日（予定）
定時株主総会基準日（両社）	平成23年3月31日（予定）
本公開買付けの期間終了日	平成23年4月11日（予定）
定時株主総会（両社） 種類株主総会（CSK）	平成23年6月下旬（予定）
CSKの普通株式及び第7回無担保 転換社債型新株予約権付社債の 上場廃止日	平成23年9月28日（予定）
本合併の効力発生日	平成23年10月1日（予定）
本合併対価の交付日	平成23年10月1日（予定）

（注）本公開買付けによりSCSが取得するCSKのF種優先株式については、SCSが議決権を行使できるように、本公開買付けの決済日以降の日を本合併契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認に係るF種優先株主による種類株主総会の基準日とする予定です。また、本公開買付けにより住友商事が取得するCSKの普通株式について、会社法第124条第4項の規定に基づき議決権を付与する予定はございません。

(2) 合併の方式

本合併は、本公開買付けの成立等を条件として、SCSを存続会社、CSKを消滅会社とする吸収合併方式で行われ、CSKは平成23年10月1日の本合併の効力発生日をもって解散する予定です。

SCSは、平成23年6月下旬に開催予定の定時株主総会において、本合併契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を受けた上で、本合併を行います。

また、CSKは、平成23年6月下旬に開催予定の定時株主総会並びにCSKの普通株主による種類株主総会、A種優先株主による種類株主総会、B種優先株主による種類株主総会、E種優先株主による種類株主総会及びF種優先株主による種類株主総会のそれぞれにおいて、本合併契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を受けた上で、本合併を行います。但し、CSKは、会社法第325条で準用す

る同法第 319 条第 1 項に基づく手続により、かかる種類株主総会の開催を省略することができます。

(3) 合併に係る割当ての内容

	SCS (吸収合併存続会社)	CSK (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	普通株式 1	普通株式 0.24
	A種優先株式 1	A種優先株式 1
	B種優先株式 1	B種優先株式 1
	普通株式 1	E種優先株式 2,400

(注1) CSKの発行する普通株式については、CSK普通株式1株に対して、SCSの普通株式0.24株を割当て交付いたします。但し、本合併の効力発生直前時にSCSが保有するCSK株式及びCSKが保有する自己株式(平成22年12月31日現在、14,273株)については、本合併による株式の割当てはいたしません。

(注2) CSKの発行する優先株式については、CSKのA種優先株式1株に対してSCSの別紙1記載のA種優先株式1株を、CSKのB種優先株式1株に対してSCSの別紙2記載のB種優先株式1株を、CSKのE種優先株式1株に対してSCSの普通株式2,400株を、それぞれ割当て交付いたします。なお、CSKのF種優先株式については、本公開買付けにより、SCSがその全てを保有する予定であることから、本合併に際して金銭等の交付は行いません。

(注3) 上記(注1)及び(注2)記載の合併比率等は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、SCSとCSKとの協議により変更することがあります。

(注4) 本合併により交付するSCSの株式数等(予定)

普通株式 53,696,025株、A種優先株式 15,000株、B種優先株式 15,000株

なお、上記本合併により交付する普通株式の数は、CSKの平成22年12月31日現在の発行済普通株式数(125,747,714株)からCSKが保有する自己株式数(14,273株)を控除し、第6回新株予約権及び第7回新株予約権が行使されることにより発行又は移転されるCSKの普通株式数(48,000,000株)を加えたCSKの普通株式(173,733,441株)に割り当てられる予定のSCSの普通株式の数(41,696,025株)と、CSKのE種優先株式(5,000株)に割り当てられる予定のSCSの普通株式の数(12,000,000株)の合計を記載しております。なお、本合併により交付する株式数は、CSKの自己株式数の変動等により今後修正される可能性があります。

(注5) 単元未満株式の取り扱い

本合併により、SCSの普通株式について単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる株主の皆様は、取引所市場において単元未満株式を売却することができません。特に、所有されているCSK普通株式が417株未満であるCSKの株主の皆様は、SCSの単元未満株式のみを所有することとなる見込みであり、CSKの全普通株主数の7割を超える株主(平成22年9月30日現在のCSKの株主名簿による割合であり、現在は異なる可能性があります。)が該当するものと思われます。SCSの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、SCS株式の以下の制度をご利用いただくことができます。

・ 単元未満株式の買い増し制度

会社法第194条第1項及び定款の定めに基づき、株主が所有することとなるSCSの単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当該株主に売り渡すよう、SCSに対して請求することができる制度です。

・ 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、SCSの単元未満株式を所有する株主の皆様が、SCSに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求できる制度です。

(注6) 1株に満たない端数の処理

本合併により、CSKの普通株主に交付しなければならないSCSの普通株式の数に1株に満たない端

数が生じた場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に伴い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金銭の交付を行います。

(4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

SCS 及び CSK の発行する新株予約権及び新株予約権付社債については、以下の通りとします。

1. SCS は、本合併に際して、効力発生直前時における CSK の株式会社 CSK130%コールオプション条項付第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成 18 年 7 月 27 日発行、以下「第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権（以下「CSK 割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者（SCS 及び CSK を除きます。）（以下「CSK 割当対象新株予約権者」といいます。）に対して、CSK 割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、その所有する CSK 割当対象新株予約権 1 個につき、SCS 新株予約権（別紙 3 記載の SCS の新株予約権付社債に付される別紙 3 記載の SCS の新株予約権をいいます。以下同じ。）1 個の割合をもって、SCS 新株予約権を割当て交付いたします。
2. SCS は、本合併に際して、CSK の第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、本合併の効力発生直前時において未償還のもの全てを承継します。SCS に承継される新株予約権付社債は、平成 23 年 10 月 1 日に東京証券取引所に上場される予定です。なお、CSK の 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成 15 年 9 月 4 日発行）は、本合併の効力発生直前時までに満期償還予定です。
3. SCS は、本合併に際して、CSK の第 7 回新株予約権（平成 21 年 9 月 30 日発行）に代わる新株予約権又は金銭の交付を行いません。なお、CSK の第 7 回新株予約権は、本公開買付けにより、住友商事がその全てを保有する予定であり、住友商事からは、本合併の効力発生前までに第 7 回新株予約権の全てを行使する予定である旨の連絡を受けています。
4. CSK の第 6 回新株予約権（平成 21 年 9 月 30 日発行）を行使することができる期間は、平成 23 年 3 月 31 日に終了します。なお、CSK の第 6 回新株予約権は、本日現在、合同会社 ACA インベストメンツ（以下「ACA I」といいます。）がその全てを所有していますが、同社は、第 6 回新株予約権の全てを平成 23 年 3 月 31 日までに行使の上、交付を受ける CSK の普通株式を本公開買付けに応募することについて、住友商事及び SCS と合意しています。

3. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

SCS は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格及び普通株式に係る本合併対価の公正性を担保するため、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格及び本合併対価を決定するにあたり、SCS 及び CSK から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に SCS 及び CSK の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、SCS 及び CSK の株式価値について、市場株価平均法、類似会社比較法、及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）分析による算定を行い、SCS は野村證券から CSK の株式価値に関する株式価値算定書並びに SCS 及び CSK の普通株式に係る合併比率に関する合併比率算定書を取得いたしました。なお、SCS は、野村證券から普通株式に係る本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

野村證券による CSK の普通株式 1 株に対する SCS の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表の通りとなります。

評価手法	合併比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.25～0.27
類似会社比較法	0.10～0.19
DCF 法	0.08～0.26

なお、市場株価平均法については、平成23年2月21日を算定基準日として、算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る1週間、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

野村證券は、普通株式に係る合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法の前提とした将来の利益計画については、SCS及びCSKともに大幅な増減益は見込んでおりません。

他方、CSKは、普通株式に係る本合併対価の公正性を担保するため、普通株式に係る本合併対価を決定するにあたり、CSK及びSCSから独立したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を第三者算定機関に選定し、CSK及びSCSの株式価値に基づく普通株式に係る合併比率の算定を依頼いたしました。みずほ証券は、CSK及びSCSの株式価値について、市場株価基準法、類似企業比較法、及びDCF法による算定を行い、CSKはみずほ証券からCSK及びSCSの普通株式に係る合併比率に関する合併比率算定書を取得いたしました。なお、CSKは、みずほ証券から普通株式に係る本合併対価の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

みずほ証券によるCSKの普通株式1株に対するSCSの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表の通りとなります。

評価手法	合併比率の評価レンジ
市場株価基準法	0.24～0.28
類似企業比較法	0.21～0.25
DCF法	0.20～0.27

なお、市場株価基準法については、平成23年2月23日を算定基準日として、算定基準日の株価並びに算定基準日から遡る1週間、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

みずほ証券は、普通株式に係る合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、みずほ証券がDCF法の前提とした将来の利益計画については、SCS及びCSKともに大幅な増減益は見込んでおりません。

また、SCS及びCSKは本合併におけるA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式、第7回新株予約権、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の合併比率等を決定するにあたり、第三者からの評価書は取得しておりません。

両社は、A種優先株式及びB種優先株式については、本合併時に合併新会社の優先株式として引き継ぐため、転換価額を普通株式に係る合併比率で調整の上、A種優先株式1株に対して、合併新会社のA種優先株式1株、B種優先株式1株に対して合併新会社のB種優先株式1株の割合で割当て交付することで合意いたしました。また、E種優先株式については、E種優先株式の普通株式取得請求権に基づく普通株式換算数に普通株式に係る合併比率を乗じることで合併比率を算出し、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については、転換価額を普通株式に係る合併比率で調整の上、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個に対して、合併新会社の無担保転換社債型新株予約権付社債1個を割当て交付することを決定しております。

(2) 算定の経緯

SCS及びCSKは、本合併契約締結に際し、一連の取引の透明性・公平性を期すため、第三者算定機関として、SCSは野村証券に、CSKはみずほ証券に、それぞれ普通株式に係る本合併対価の算定を依頼し、野村証券は市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を、みずほ証券は市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いてSCS及びCSKの株式価値を算定し、上記「(1) 算定の基礎」に記載された算定結果を得ました。SCSは野村証券による普通株式に係る本合併対価算定の内容を検討し、一方、CSKはみずほ証券による普通株式に係る本合併対価算定の内容を検討し、それぞれ入手した合併比率算定書における算定結果を参考として、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で協議及び交渉を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

(3) 算定機関との関係

SCSのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村証券は、SCS及びCSKの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、CSKのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、SCS及びCSKの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

① 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けはCSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止を企図するものではありませんが、住友商事及びSCSは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、CSKの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後SCS及びCSKは、本合併契約に基づき本合併を実施する予定です。

本合併は、CSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、SCSを存続会社とする本合併を行うことにより、CSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成23年9月28日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、CSKの普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、CSKの普通株式に対しては、本合併の効力発生日において、合併新会社の普通株式が割当て交付される予定ですが、合併新会社の普通株式は、本合併後も引き続き東京証券取引所において取引することができます。また、CSKの第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本合併に際して合併新会社に承継される予定であり、承継された合併新会社の新株予約権付社債は、平成23年10月1日に東京証券取引所に上場される予定です。

② 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本合併の存続会社であるSCSの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、本合併後においても、1単元以上の株式については引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

現在、CSKの普通株式を417株未満保有し、本合併に伴いSCSの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様においては、取引市場においてそれを売却することはできませんが、株主の皆様の希望によりSCSの単元未満株式の買い増し制度、買取制度をご利用いただくことができます。これらのお取り扱いの詳細に関しましては、上記「2. 合併の要旨」の「(3) 合併に係る割当ての内容」の（注5）をご参照ください。

なお、CSKの普通株主の皆様は、最終売買日である平成23年9月27日（予定）までは、東京証券取引所において、その所有するCSKの普通株式を従来どおり取引することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

SCSは、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの合併比率算定書等の取得

SCSは、上記「3. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等」の「(1) 算定の基礎」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券にSCS及びCSKの普通株式に係る株式価値の算定を依頼し、CSKの普通株式に係る株式価値に関する株式価値算定書及び本合併の普通株式に係る合併比率に関する合併比率算定書を取得いたしました。SCSは、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考としつつ、CSKとの交渉・協議を行った上で、本合併に関して取締役会において検討・決定いたしました。なお、SCSは、第三者算定機関である野村證券から、平成23年2月23日付で、本合併の普通株式に係る合併比率はSCSの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

② 独立した法律事務所からの助言

SCSは、SCSの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、SCS及びCSKから独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、SCSの意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

一方、CSKは、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

CSKは、上記「3. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等」の「(1) 算定の基礎」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券に普通株式に係る本合併対価について算定を依頼し、合併比率算定書の提出を受けました。CSKは、第三者算定機関の分析及び意見を参考としつつ、SCSとの交渉・協議を行った上で、取締役会において検討・決定いたしました。CSKは、第三者算定機関であるみずほ証券から、平成23年2月23日付で、普通株式に係る本合併の合併比率はCSKの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。なお、CSKは、本公開買付けにおける普通株式、F種優先株式、第7回新株予約権、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の買付け等の価格について第三者算定機関であるみずほ証券に算定を依頼しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

CSKは、CSKの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、CSK、SCS及び住友商事から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、CSKの意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

SCSにおいては、本合併に関して取締役会決議を行う際に利益相反の関係を有する取締役はおりませんでしたので、特段の利益相反を回避するための措置は講じておりません。

一方、CSKにおいては、CSKの取締役のうち1名が住友商事の従業員及びSCSの従業員を兼務しております。また、ACAIは、SCS及び住友商事との間で本公開買付けに関する応募契約を締結しておりますが、CSKの取締役のうち1名がACAIの職務執行者を、1名がACAIの代表社員であるACA株式会社の代表取締役を兼務しております。このような状況から、CSKにおける本合併の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、CSKは、利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、SCS、住友商事及びACAIは、CSKの本合併に関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

① 独立した法律事務所からの助言

CSKは、本合併に係るCSKの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、SCS、住友商事、ACAI及びCSKから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本合併に対するCSKの取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

② 利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

CSKの取締役会は、みずほ証券から取得した合併比率算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言等を踏まえて、本合併に関する諸条件について、慎重に検討して参りました。その結果、本合併はCSKの企業価値の最大化に寄与するものであると判断し、平成23年2月24日開催のCSKの取締役会においては、審議及び決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致により、本合併を行うことを決議いたしました。なお、CSKの取締役のうち住友商事の従業員及びSCSの従業員を兼務している山崎弘之氏、ACAIの代表社員であるACA株式会社の代表取締役を兼務している東明浩氏、並びにACAIの職務執行者を兼務している堀江聡寧氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加しておりません。また、上記の観点から、山崎弘之氏、東明浩氏及び堀江聡寧氏は、本合併に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、CSKの立場においてSCS及び住友商事との協議及び交渉にも参加しておりません。また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名）はいずれも、CSKの取締役会が本合併を行うことを決議することに異議がない旨の意見を述べております。また、CSKの監査役のうちACAIの代表社員であるACA株式会社の監査役を兼務している石川岩雄氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の本合併に関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

4. 当該組織再編の当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	住商情報システム株式会社	株式会社CSK
(2) 所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号	東京都港区南青山二丁目26番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中井戸信英	代表取締役社長 中西毅
(4) 事業内容	情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトウェア・ハードウェアの販売	BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）事業、ITマネジメント事業、システム開発事業、プリペイドカード事業、その他の事業

(5)	資本金	21,152百万円 (平成22年12月31日現在)	96,225百万円 (平成22年12月31日現在)
(6)	設立年月日	昭和44年10月25日	昭和43年10月7日
(7)	発行済株式数	54,291,447株 (平成22年12月31日現在)	125,787,714株 (平成22年12月31日現在)
(8)	決算期	3月31日	3月31日
(9)	従業員数	(単体) 3,194名 (平成22年3月31日現在)	(単体) 4,661名 (平成22年10月1日現在)
(10)	主要取引先	流通業、製造業及び通信・運輸業を営む事業会社、金融機関等	金融機関、一般事業会社等
(11)	主要取引銀行	住友信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行	株式会社三井住友銀行、住友信託銀行株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行
(12)	大株主及び持株比率	住友商事株式会社 55.73% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3.78% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2.17% 株式会社アルゴグラフィックス 1.87% 住商情報システム従業員持株会 1.77% HSBC BANK PLC - CLIENTS UK TAX TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 0.99% NIPPONVEST (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部) 0.95% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) 0.92% 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) 0.87% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 0.83% (平成22年9月30日現在)	合同会社ACAインベストメンツ 36.48% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4.37% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.07% CSKグループ社員持株会 3.55% JPモルガン証券株式会社 2.47% 日本生命保険相互会社 1.87% 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) 1.85% 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 1.48% SOCIETE GENERALE, PARIS (常任代理人香港上海銀行東京支店) 1.22% 野村信託銀行株式会社(投信口) 0.83% (平成22年9月30日現在)
(13)	当会社間関係		
	資本関係	SCSとCSKとの間には、記載すべき資本関係はありません。また、SCSの関係者及び関係会社とCSKの関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。但し、本公開買付けが成立した場合、SCSはCSKのF種優先株式5,000株を、SCSの親会社である住友商事はCSKの普通株式69,457,300株以上、第7回新株予約権240,000個を、それぞれ保有することとなります。	
	人的関係	CSKの取締役である山崎弘之氏はSCS及びその親会社である住友商事の従業員です。この他、SCSの関係者及び関係会社とCSKの関係者及	

	び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	SCSとCSKとの間には、年間数億円程度の取引はございますが重要な取引関係はありません。また、SCSの関係者及び関係会社とCSKの関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	SCSとCSKは、関連当事者には該当しません。また、SCSとCSKの関係者及び関係会社は、関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	SCS (連結)			CSK (連結)		
	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期
連結純資産	90,323	89,946	92,683	185,495	25,247	15,807
連結総資産	117,099	114,210	117,545	550,054	363,931	267,749
1株当たり連結純資産(円)	1,747.05	1,794.31	1,847.95	2,317.18	251.40	△241.34
連結売上高	137,199	134,263	127,317	239,695	206,099	169,518
連結営業利益	10,309	9,028	6,423	19,256	△123,066	4,176
連結経常利益	10,548	9,523	7,188	20,634	△122,479	2,919
連結当期純利益	5,415	3,961	3,242	1,272	△161,529	△59,180
1株当たり連結当期純利益(円)	102.52	78.10	64.90	17.34	△2,097.39	△720.62
1株当たり配当金(円)	31.00	32.00	32.00	40.00	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 当該組織再編後の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名称	SCSK株式会社
(2) 所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号
(3) 代表者の役職・氏名 (予定)	代表取締役社長 社長執行役員 中井戸 信英 代表取締役 副社長執行役員 中西 毅 代表取締役 副社長執行役員 露口 章
(4) 事業内容	システム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO、ITハード・ソフト販売
(5) 資本金	21,152百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	単体：未定 連結：未定
(8) 総資産	単体：未定 連結：未定
(9) 役員構成 (予定)	代表取締役社長 社長執行役員 中井戸 信英 代表取締役 副社長執行役員 中西 毅 代表取締役 副社長執行役員 露口 章

取締役	鎌田 裕彰	取締役	鈴木 正彦
取締役	栗本 重夫	取締役	石村 俊一
取締役	小川 和博	取締役	谷原 徹
取締役	福永 哲弥	取締役	熊崎 龍安
取締役	山崎 弘之	取締役	古沼 政則
取締役	内藤 達次郎	取締役	淵上 岩雄
取締役	眞下 尚明	監査役	播磨 昭彦
監査役	小島 収	監査役	海前 忠司
監査役	朝香 友治	監査役	安浪 重樹
監査役	渋谷 年史		

(注) なお、上記の内容を含む、合併新会社における代表取締役その他役員の選任、商号の変更、A種優先株式及びB種優先株式の発行等に係る定款変更、並びにその他本合併に際してSCSの株主総会又は取締役会の決議が必要な事項につきましては、今後SCSの取締役会において正式に決定した段階でその詳細を開示する予定です。

6. 会計処理の概要

会計処理については未定です。

7. 今後の見通し

本合併後の業績見通しについては、確定次第、公表します。

<将来の見通しに関するリスク情報>

本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。両社又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で両社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、両社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

(参考) SCS当期連結業績予想 (平成22年4月28日公表分) 及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成23年3月期)	135,000	7,000	7,200	3,500
前期実績 (平成22年3月期)	127,317	6,423	7,188	3,242

(参考) CSK当期連結業績予想 (平成23年2月7日公表分) 及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成23年3月期)	145,000	7,000	3,700	△7,500
前期実績 (平成22年3月期)	169,518	4,176	2,919	△59,180

以上

《お問い合わせ先》

■住商情報システム株式会社	広報・IR部	TEL 03-5166-1150
■株式会社CSK	報道・IR関係	TEL 03-6438-3055
	CSK株主様	TEL 0120-361-314

A種優先株式
発行要項

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

a. A種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b. 号に定める金額（以下「A種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. A種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6カ月物）（以下に定義される。）+1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6カ月物）」とは、午前11時における日本円6カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6カ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6カ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6カ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収

分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先中間配当」という。）を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とする。
- (2) A種優先株式の残余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とする。

5. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本7項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1) 当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2) 本7項若しくは第8項又はB種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式及びB種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、

剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（i）A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、（ii）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、（i）当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、（ii）①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記9項第（3）号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第（1）号の株式対価取得請求に基づき当会社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、当会社と株式会社C S Kの間で平成23年2月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社C S K発行にかかるA種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記c. に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価

額が当初転換価額の45%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記c. に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、A種優先株式の発行後、下記本号ii. に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii. の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii. 又は本号iii. に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 上記本号i. に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合

（ただし、下記本号(ii) の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普

通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2027年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

B種優先株式
発行要項

1. 優先配当金

(1) B種優先配当金

a. B種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「B種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当（第2項において定義される。）を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. B種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6カ月物）（以下に定義される。）+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6カ月物）」とは、午前11時における日本円6カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6カ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6カ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6カ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収

分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先中間配当」という。）を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とする。
- (2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とする。

5. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本7項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式及びB種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、

剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、（i）B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、（ii）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、（i）当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、（ii）①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記9項第（3）号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第（1）号の株式対価取得請求に基づき当会社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、当会社と株式会社CSKの間で平成23年2月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社CSK発行にかかるB種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記c. に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価

額が当初転換価額の45%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記c. に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、B種優先株式の発行後、下記本号ii. に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii. の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii. 又は本号iii. に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 上記本号i. に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合

（ただし、下記本号(ii) の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与

えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

S C S K株式会社 130%コールオプション条項付
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

1. 社債の名称 S C S K株式会社 130%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下本新株予約権付社債といい、そのうち社債のみを本社債、新株予約権のみを本新株予約権という。)
2. 社債総額 株式会社C S K130%コールオプション条項付第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下承継前新株予約権付社債という。) についての社債に係る債務当初金 350 億円のうち、当社と株式会社C S Kとの間で平成 23 年 2 月 24 日付で締結された合併契約に基づく合併 (以下本合併という。) の効力発生日前日の最終において未償還の金額。
金 100 万円の 1 種
3. 各社債の金額
4. 新株予約権付社債の券面
 - (1) 本新株予約権付社債のうち、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に、社債、株式等の振替に関する法律 (以下社債等振替法という。) 附則第 50 条の規定により振替新株予約権付社債とみなされることとなったもの (以下本振替新株予約権付社債という。) は、社債等振替法の規定の適用を受け、振替機関 (第 27 項に定める。以下同じ。) の振替業に関する業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本振替新株予約権付社債の社債権者 (以下本振替社債権者という。) が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本振替社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
 - (2) 本振替新株予約権付社債以外の本新株予約権付社債 (以下本現物新株予約権付社債という。) については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券 (以下本新株予約権付社債券という。) を発行するものとし、本現物新株予約権付社債にかかる社債権者 (以下本現物社債権者といい、本振替社債権者と併せて本社債権者という。) は、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
 - (3) 本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 年 0.25 パーセント。
6. 社債の償還価額 額面 100 円につき金 100 円。
ただし、繰上償還する場合は第 9 項第 (2) 号又は第 (3) 号に定める価額による。
7. 物上担保及び保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 社債管理者
 - (1) 社債管理者の名称

住友信託銀行株式会社

(2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第 740 条第 2 項本文の規定にかかわらず、同条第 1 項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

(3) 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合も含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

9. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成 25 年 9 月 30 日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては、本項第 (2) 号又は第 (3) 号に定めるところによる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となり非上場会社（その普通株式が金融商品取引所に上場されておらず、かつ店頭売買有価証券として登録されていない株式会社をいう。）が存続会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（以下株式交換等という。）につき当社の株主総会（株主総会決議を必要としない場合は当社の取締役会）で承認決議がなされた場合、当該株式交換等の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき次の価額で繰上償還することができる。

平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの期間については金 101 円

平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 29 日までの期間については金 100 円

(3) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある 20 連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある第 11 項第 (6) 号②に定める転換価額（ただし、転換価額が第 11 項第 (7) 号乃至第 (11) 号によって調整された場合は調整後の転換価額）の 130 パーセント以上であった場合、いつでもその時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。なお、当社が当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当て（以下株式分割等という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日。以下本号において同じ。）の 3 取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの 4 取引日についての本条項の適用にあたっては、第 11 項第 (8) 号②の規定にかかわらず、当該各取引日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第 11 項第 (7) 号に定める転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

(4) 償還すべき日（本項第 (2) 号又は第 (3) 号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下償還期日という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(5) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、本合併の効力発生日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、当該新株予約権付社債についての本社債又は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

10. 利息の支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、本合併の効力発生日から償還期日までこれをつけ、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。

(2) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りををもってこれを計算する。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げ

る。

- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

11. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計35,000個とする。ただし、本合併の効力発生日の直前に株式会社CSK以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の数が35,000個より少ない場合には、当該少ない個数とする。

- (2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、その行使請求（本項第(3)号に定義する。）により当社が当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分（以下当社の普通株式の発行又は処分を交付という。）する数は、行使請求に係る本社債の金額の合計額を本項第(6)号②に定める転換価額（ただし、本項第(7)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、本合併の効力発生日から平成25年9月27日までの間（以下行使請求期間という。）、いつでも（ただし、本振替新株予約権付社債に付された新株予約権については、当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）、本社債の利息が支払われる日の前営業日並びに振替機関が必要であると認めた日を除く。）、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(2)号に定める当社の普通株式の交付を請求すること（以下行使請求という。）ができる。ただし、第9項第(2)号又は第(3)号に定めるところにより、平成25年9月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日まで、第16項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時（期限の利益の喪失日を含まない。）までとする。また、本項第(14)号に定める組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要なときは、当社が、行使を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合には、当該期間内は本新株予約権を行使することができない。

- (4) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

- (5) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の金額と同額とする。

②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下転換価額という。）は、当初、本合併の効力発生日の直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。）とする。

- (7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下転換価額調整式という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(8) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(10)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合。

(ただし、本号②の場合、当該証券の取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

②当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

④本号①乃至③の場合において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(19)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(9) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に

とどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- (10) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(8)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第(11)号に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (11) 本項第(8)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (12) ①本項第(7)号乃至第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、本項第(8)号④の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- ②本号①の場合の公告の方法は第20項第(3)号に定める。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
- ①当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（以下組織再編行為という。）をする場合（ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第9項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の（イ）乃至（ホ）に定める株式会社（以下承継会社等という。）の新株予約権（以下承継新株予約権という。）を交付するものとし、その内容は下記②に定める。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前にお

いて残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。

- (イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (ロ) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (ハ) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
- (ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社
- (ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

- (イ) 新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継された社債の金額の合計額を下記（二）に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
- (ニ) 転換価額
転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の金額と同額とする。
- (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が本項第（3）号に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から同号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
- (ト) その他の承継新株予約権の行使の条件
承継本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- (チ) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 29 項に定める行使請求受付場所（以下行使請求受付場所という。）においてこれを取り扱う。

(16) 本現物新株予約権付社債にかかる本新株予約権の行使請求取次事務は、第 31 項に定める本現物新株予約権付社債にかかる行使請求取次場所においてこれを取り扱う。

(17) ①本新株予約権の行使請求は、行使請求期間中に行使請求受付場所に行行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(18) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(19) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(20) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

12. 担保提供制限

- (1) ①当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であつて、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。以下同じ。）のために担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
 - ②本号①に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でない場合は、当社は本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。
- (2) ①当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の特定の資産を留保（以下留保資産提供という。）する場合には、本新株予約権付社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨を定める契約を締結する。
 - ②本号①の場合、当社は社債管理者との間に次の（イ）乃至（ト）についても特約する。
 - （イ）当社は、契約締結の時点において留保資産のうえには本新株予約権付社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約若しくは設定の予約と同視しうるものが存在しないことを当社が保証し、また本社債の未償還残高が存在する限り、社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産のうえに抵当権等を設定し、又はその設定の予約若しくは設定の予約と同視しうる行為をしない旨。
 - （ロ）当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡又は貸与しない旨。
 - （ハ）当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。
 - （ニ）当社は社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
 - （ホ）当社は本社債の未償還残高の減少その他やむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。
 - （ヘ）当社は社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために遅滞なく留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
 - （ト）前（ヘ）の場合、留保資産のうえに担保付社債信託法に定める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている又は留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前2号は適用されない。

13. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。
- (2) 当社が第12項第(1)号又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

14. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために留保資産提供を行うことができる。
- (2) 前号の場合、第12項第(2)号の規定を準用する。

15. 担保提供制限に係る特約の解除

- (1) 当社が第 12 項第 (1) 号又は第 13 項第 (1) 号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、以後、第 12 項及び第 18 項第 (3) 号は適用されない。
- (2) 当社が第 12 項第 (2) 号又は第 14 項により本新株予約権付社債のために留保資産提供を行った場合、以後、第 12 項第 (2) 号は適用されない。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、第 12 項第 (1) 号又は第 13 項第 (1) 号により当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第 (2) 号に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が第 9 項又は第 10 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第 12 項第 (1) 号又は第 (2) 号の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第 11 項第 (7) 号乃至第 (12) 号、第 13 項第 (2) 号、第 17 項、第 18 項第 (2) 号及び第 (3) 号、第 19 項、第 20 項並びに第 21 項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債その他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立を受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

17. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度終了後遅滞なく計算書類及び事業報告を提出し、かつ、剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定められた中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第 441 条第 1 項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びそれらの添付書類を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれらの写を社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織による開示を行っている場合は、本号に規定する書類の提出に代えてその旨を通知することで足りるものとする。

18. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - ① 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - ② 事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
 - ③ 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、会社分割、合併、株式交換又は株式移転をしようとするとき。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付

社債のために担保権を設定する場合、又は留保資産提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

19. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本新株予約権付社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

20. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が、第9項第(2)号に定める繰上償還をしようとする場合は、償還しようとする日の少なくとも2か月前にその旨並びにその金額及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、償還しようとする期日の少なくとも1か月前に必要な事項を公告する。
- (2) 当社が第9項第(3)号に定める繰上償還をしようとする場合は、第9項第(3)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内に、その旨その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、当該最終日から15日以内かつ償還しようとする日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告する。
- (3) 前2号の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

21. 本現物新株予約権付社債にかかる新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本現物新株予約権付社債にかかる本新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。
- (2) 本現物新株予約権付社債にかかる本新株予約権付社債券の利札を喪失したときは、当社は、これに代り利札を交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効が確定したときは、支払期日の到来したものに対してはその利息を支払う。
- (3) 本現物新株予約権付社債にかかる本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

22. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

23. 欠缺利札の取扱

- (1) 本社債の償還又は本新株予約権の行使請求のために提出される本現物新株予約権付社債にかかる本新株予約権付社債券で、支払期日未到来の利札（支払期日に行使請求が行われる場合は、その日に支払期日の到来する利札を含む。）に欠缺したものがあるときは、次の通りこれを取り扱う。
 - ① 本現物新株予約権付社債にかかる本社債の償還の場合は、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。
 - ② 本現物新株予約権付社債にかかる本新株予約権の行使請求の場合は、本現物社債権者がその利札面金額に相当する金額を第29項に定める行使請求受付場所に現金をもって払い込む。
- (2) 前号の利札の所持人は、第28項に定める本現物新株予約権付社債にかかる元利金支払事務取扱者にこれと引換えに、その利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。

24. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令又は本新株予約権付社債の社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、第 20 項第 (3) 号に定める方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告を行う場合は、第 20 項第 (3) 号に定める方法によるほか、東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

25. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の新株予約権付社債（以下本種類の新株予約権付社債と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 3 週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の新株予約権付社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、本種類の新株予約権付社債の新株予約権付社債券又は社債等振替法第 222 条第 3 項の規定による書面を当社又は社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

26. 新株予約権の交付日 平成 23 年 10 月 1 日

27. 本振替新株予約権付社債にかかる振替機関株式会社証券保管振替機構

28. 本現物新株予約権付社債にかかる元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）

住友信託銀行株式会社	(本店、東京営業部並びに札幌、仙台、横浜、静岡、名古屋、新潟、金沢、京都、神戸、岡山、広島、松山、福岡及び熊本の各支店)
野村証券株式会社	(本店及び大阪支店)
コスモ証券株式会社	(本店及び東京支店)
みずほ証券株式会社	(本店)
みずほインベスターズ証券株式会社	(本店及び大阪支店)
エイチ・エス証券株式会社	(本店)

29. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

30. 本振替新株予約権付社債にかかる元利金の支払

本振替新株予約権付社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

31. 本現物新株予約権付社債にかかる行使請求取次場所

住友信託銀行株式会社	(本店、東京営業部及び国内各支店)
野村証券株式会社	(本店及び国内各支店)
コスモ証券株式会社	(本店及び国内各支店)
みずほ証券株式会社	(本店)
みずほインベスターズ証券株式会社	(本店及び国内各支店)
エイチ・エス証券株式会社	(本店)

以上